

伊奈町建設工事等最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負及び道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事に係る設計・調査・測量業務（以下「設計委託」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・調査・測量業務 測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及びその他の業務をいう。
- (2) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (3) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者をいう。
- (4) 下限値 第4条第2項及び同条第3項における100分の75並びに第5条第2項及び第3項における3分の2をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格を設定する入札の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が500万円を超える建設工事等に係る競争入札
- (2) 設計金額が500万円を超える設計委託に係る競争入札
- (3) 前2号のほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該契約内容の適正な履行が確保され、最低制限価格を設定する必要がないと特に町長が認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(建設工事等における最低制限価格の設定)

第4条 建設工事等における最低制限価格は、原則として予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額を、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

3 前2項の規定により最低制限価格を算出することが困難な場合は、これらの規定にかかわらず、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で町長が定める値を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 前2項における算出にあたっては、予定価格から消費税及び地方消費税を含まない額で計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格から消費税及び地方消費税を含まない額に下限値を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。

(設計委託における最低制限価格の設定)

第5条 設計委託における最低制限価格は、原則として次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。

- (1) 測量業務 次のアからウまでに掲げる額の合計額
- ア 直接測量費の額

- イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
 - (2) 建築関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
 - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に100分の90を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額を、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。
- 3 前2項の規定により最低制限価格を算出することが困難な場合は、これらの規定にかかわらず、予定価格に3分の2から100分の90の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項における算出にあたっては、予定価格から消費税及び地方消費税

を含まない額で計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。ただし、下限値を使う場合若しくは端数整理後の額が予定価格から消費税及び地方消費税を含まない額に下限値を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。

(予定価格書への最低制限価格の記載)

第6条 予定価格書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、最低制限価格（消費税及び地方消費税を含まない額）を記載し、さらに、当該最低制限価格に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を記載するものとする。

(入札参加者への告知)

第7条 第4条及び第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、入札の公告又は指名通知に当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を明らかにしておかなければならない。

(入札の執行)

第8条 第4条及び第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者があるときは、当該入札をした者は失格とする。

(落札者の決定)

第9条 第4条及び第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。